

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (勤務日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
セントビンセント	オウイア水産センター整備計画 のための贈与に関する日本国政 府とセントビンセント及びグレ ナダイーン諸島政府との間の交 換公文	オウイア水産センター整備計画を実施するに必 要な 1. 漁業基盤施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2.の機材の操作指導に必要な役務の供与	875,000千円 H20.3.31まで	H19.6.29 キングス タウンで (同日)	日本側 竹内清在 セントビ ンセント臨時代理大使 セントビンセント側 ラル フ・E・ヨンサルベス 相	H19.7.11 406号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。